

## 8 網取り・網放し料金

東京シップサービス株式会社  
 東京都港区海岸三丁目1番3号  
 TEL 03-3455-2121・1461  
 FAX 02-3455-1467・1476

### (1) 平日基本料金

(単位：円)

船舶の総トン数	岸壁			片浮標			両浮標		
	基本料金	網取料	網放料	基本料金	網取料	網放料	基本料金	網取料	網放料
0～299	15,300	9,500	5,800	15,000	9,300	5,700	20,800	12,900	7,900
300～499	16,100	10,000	6,100	15,800	9,900	5,900	21,800	13,500	8,300
500～999	17,100	10,700	6,400	16,800	10,500	6,300	22,900	14,300	8,600
1000～2999	33,400	20,800	12,600	29,600	18,400	11,200	40,800	25,400	15,400
3000～4999	36,700	22,800	13,900	33,300	20,700	12,600	45,500	28,200	17,300
5000～9999	51,100	31,700	19,400	46,000	28,500	17,500	62,900	39,000	23,900
10000～14999	61,100	37,900	23,200	55,100	34,200	20,900	75,900	47,100	28,800
15000～19999	73,100	45,300	27,800	63,100	39,300	23,800	86,800	53,900	32,900
20000～24999	84,500	52,500	32,000						
25000～29999	94,200	58,300	35,900						
30000～34999	103,800	64,400	39,400						
35000～39999	111,900	69,500	42,400						
40000～44999	126,500	78,400	48,100						
45000～49999	139,800	86,500	53,300						
50000～54999	153,300	94,900	58,400						
55000～59999	166,200	102,800	63,400						
60000～64999	180,000	111,300	68,700						
65000～69999	193,000	119,300	73,700						
70000～74999	206,000	127,300	78,700						
75000～79999	219,000	135,300	83,700						

※船舶の総トン数80,000トン以上は、5,000トンまたはその端数を増す毎に、網取料8,000円、網放料5,000円を申し受けます。

### (2) 休・祭日基本料金

休・祭日(メーデーを含む。)及び年末年始(12月30日から1月3日)の基本料金は平日基本料金の150%とします。

日曜日と国民の休日が重なったときは、翌日を休日扱いとします。

### (3) 割増料金

- 1) 時間外割増
  - 自 6 時 01 分 至 8 時 30 分…………… 70%増
  - 自 16 時 31 分 至 22 時 00 分…………… 60%増
  - 自 22 時 01 分 至翌 6 時 00 分…………… 120%増
- 2) 荒雨雪天割増(荒天とは気象庁の発表する注意報発令下)…………… 50%増
- 3) 接舷船・ドルフィン及びドルフィン類似バース…………… 50%増
- 4) 特別ドルフィンバース(木材投下泊地)…………… 75%増
- 5) 船主のご要望により、先取りボートを1隻増す場合…………… 40%増

6) 特別地域割増

10号地その1…………… 35%増

10号地以東の地域(材木投下バース14号地・15号地)…………… 75%増

大井ふ頭その2、中央防波堤内側ばら物ふ頭から以南

大井食品ふ頭、京浜6区…………… 75%増

(4) 待機料金

現場待機となった場合、1時間またはその端数を増す毎に作業料金の20%

(5) 手配解除料金

現場で本船側の都合で作業を取消された場合作業料金の50%

※ 備考

- ① 通常の綱取り・綱放しの他に、特にお客さまの都合により休祭日及び時間外にご用命された場合は、基本料金50%の割増料金を申し受けます。
- ② 1,000ト未満の綱取作業料金には、先取りボートの料金は含まれておりません。先取りボートご用命の場合は、別途60%の割増料金を申し受けます。
- ③ 諸料金合計金額の10%が、消費税及び地方消費税として加算されます。